

正規・非正規が力を合わせ、ディーセントワークを実現しよう!

# 非正規労働者部会NEWS

大阪労連・非正規労働者部会

2012年11月14日 No.2

## 第17回つどい1385名参加

第17回パート・非常勤・ヘルパー・派遣労働者のつどいが、11月4(日)北区民センターで開催され、385名が参加しました。

「友よ闘ってこと明日がある合唱団」のオープニングで始まり、実行委員長挨拶では、大阪労連川辺議長から「電機産業13万人リストラ計画からも見るように、経営のつけが労働者にまわされ、正規も非正規も使い捨てられようとしている。今こそ組合のありようが問われている。労働者の尊厳が守られる闘いをすすめていきたい。」と訴えられました。



## リレートーク

**大教組**…先日、ある臨時教員から「クラスが荒れて疲労も溜まっていて、通勤の途中で気分が悪くなったが、休めなかった。」と話を聞きました。それは、正規であれば病休があるが、臨時は病休を取れば、仕事なくなる心配があるからです。大阪は、他府県に比べ倍の臨時教職員が4,000人と、臨時の濫用が大阪では広がっている。私たちの力は微力ですが、保護者の力は絶大です。保護者とも協力しながら、学校現場を改善していくために頑張っていきます。

**生協労連**…9月30日から大阪府最低賃金が800円になり、よどがわ生協、パルコープではすべてのパートの底上げに繋がりました。今や最賃の引き上げは、私たちの時間給の底上げに大きく影響するようになってきました。生協労連では、非正規労働者の春闘要求の柱に最低賃金1000円以上を位置づけ、単組では生協の理事会に向けて、時間給1000円要求の正当性を訴え交渉に臨んできました。ひきつづき、地域の仲間とともに最低賃金引き上げの運動を広め、強めていきます。格差是正と均等待遇実現に向けて正規・非正規労働者が一緒に力を合わせていきましょう。

**自治労連**…吹田市の総合福祉会館で25年間非常勤で勤務してきたが、9月で2名雇止めされた。以前は民間の福祉施設に働いていたが、在宅で障害者の方がなかなかサービスを受けられない状況があった、公的立場でサービスにつなげていく仕事に誇りを持って働いてきて、毎年「来年も働きます。」と確認しながらやってきた。しかし、吹田市は、民間委託にするため雇止めすると通告してきた。現在、裁判に向けてすすめている。自治体非正規の身分を確立して、市民サービス切り捨て許さないたたかいを進め、安心して働きつづけられるようにしていきたい。

**福保労**…現場は、頭数さえ揃えていればいいと、半分以上が非正規になっている。昨年、福祉保育労では非正規部会を結成し、この間、交流会や学習会を行ってすすめてきた。さらにつながりを強め、学習を強めていきたい。福祉職場は連携していく職場なのに孤立化している。つながりを求めてしんどくなってやめていく。みんなで語り合ってなんとかしていきたい。今後も、他の団体とのつながりも強めていきたい。

**青年部**…「給料を上げてほしい」「長時間労働を減らしたい」「有給、産休・育休をとりたい」「非正規でも暮らせる賃金を！」青年の素朴な要求が実現しない。私たち青年が望むのは、成果主義で給料が決まり、仲間と競争ばかりしなければならない職場ではなく、長時間労働でココロも体も疲れる職場ではなく、職場の仲間といい仕事をするために連携し、信頼し合って、一緒に成長していく、人間らしい生活・仕事のできる社会です。

## 特別報告:ダイキン工業「有期間社員」雇止め裁判

非正規雇用労働者の声に耳を閉ざし、

企業論理に迎合した「血も涙も、見識も良識もない」極めて不当な判決

11月1日、私たちが闘う裁判の判決が大阪地方裁判所で言い渡されました。当日は小雨も舞う肌寒い日にもかかわらず150名を超える方々が裁判傍聴に駆けつけて下さり、多くの支援者が法廷の中、通路で見守る中、裁判官は「原告らの請求をいずれも棄却する。」38名の傍聴席の後ろの人には聞き取れない小さな声で判決を告げ、逃げ出すように法廷を後にしました。

この判決は、私がダイキンで20年働いた全てを奪い、2年3ヶ月の苦しい裁判闘争もすべて奪う屈辱でしかないものでした。

判決は、「有期労働契約という法律上許容されている雇用形態の特色、すなわち解雇という手続きを踏むことなく期間満了により当然に契約が終了するという点に着目して本件労働契約の締結を申し込んだのにすぎず、これを『解雇権濫用法理の潜脱』と論難するのは当を得ない。」として、ダイキンのおこなった雇い止めを正当化し、ダイキンによる原告らの雇い止めを解雇権の濫用ではないとしています。

しかし、ダイキンが原告らを正社員としてではなく有期雇用としたことの最大の目的は、雇用期間を



あらかじめ定めておけば業務量の変動などに応じて「期間満了」を名目に堂々とクビ切りが出来る、すなわち「解雇という手続きを踏むことなく」事実上の解雇ができるからにほかなりません。これを「解雇権濫用法理の潜脱」と言わずして何と云えばよいのでしょうか。

労働者はモノや部品ではないのです。養うべき家族があり人生があるのです。2年半だけ働かせて、仕事があるのにクビを切る、あとは知らない…では労働者にとってはたまったものではありません。こんな企業の横暴なやり方にストップをかけることにこそ、裁判所の役割があるはずです。そんな裁判所の役割をかなぐり捨て、企業の論理を優先させた極めて不当な判決です。

全ての人々が人間らしく働き暮らしていける、そんな世の中が、今全国で求められているのではないでしょうか。日本の企業は、あたりまえに労働者差別をおこない、司法までもがこれらを容認する、こんなことは決して許されるはずがありません。

私たちは裁判という形で闘います。この先たとえ険しい道のりであっても私たちは前に進む以外ありません。私たちが心一つに団結して闘えば道は開けるものと信じています。

皆さん声を上げましょう。働くものの未来を切り開くために。

【特別報告より抜粋】

## 講演「なんで期限があるの？ 仕事はずっと続けるのに」

講演は、『非正規をなくす方法』の著者で弁護士の中村和雄さんを講師に、非正規労働者の実態と改正有期雇用契約法について学習しました。

「日本の労働者数は5千万人と変化はないが、非正規だけが増えている。正規との差別がいっぱいあり、若年の時の格差が働き続けることで格差が拡大する。正規は、給料が上がっていくが、非正規はそのまま、こんな国は日本だけ。」「ヨーロッパでは、有期雇用の労働者は一般より賃金が高くなっているが、日本では期限がありハンディのある人がさらに低い賃金とされている。」と外国と比べ、日本の非正規労働者の置かれている労働環境が『世界の非常識』と言われるほどひどいものであることが話され、「経団連は、同一価値労働同一賃金と言いながら、同じ仕事をしていても転勤が出来なければ低い賃金で構わないと言い出している。」「差別のない働き方を追求していくためのも、正規と非正規が違っていいのか、正規と非正規と一緒に共同して闘っていくことが大切。」と財界の更なる攻撃を跳ね返していくためのも正規・非正規が一体となった闘いの必要性が語られました。



最後に、集会アピールを確認し、閉会挨拶では続非正規労働者部会部会長より「非正規については、自己責任とされているが、この国の雇用政策や企業の働き方が問題だということを、政治課題に押し上げていくことが私たちの重要な課題となっている。まじめに働けば、まともな生活できるあたり前の社会をみんなで作っていきましょう。」と呼び掛けられ、集会は終わりました。